

5-1 要介護等認定高齢者の障害者控除認定 図 知 照

窓口：障がい福祉課（電話 53-4082 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65 歳以上の方で、身体の障がい又は認知症の状態が一定の基準に該当すると認定された方は、所得税又は住民税の所得控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

【対象者】

認定基準日^(※)時点で、以下の要件をすべて満たしている方

- ① 松阪市に住所がある 65 歳以上で、介護保険法の要介護等認定を受けている方
- ② 介護保険の認定調査票又は主治医意見書で、日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度において一定の基準がある方

^(※) 認定基準日とは、所得税等の所得控除を受けようとする対象年の 12 月 31 日（対象年中に死亡又は出国した場合は、その当該日）。

【申請方法】

障害者控除対象者認定書交付申請書を障がい福祉課又は各地域住民課へ申請してください。

※ 申請書は、松阪市ホームページからダウンロードできます。

→ <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/koujyo.html>

申請は電子申請が便利です。ぜひご利用ください。

→ <https://logoform.jp/f/WYMaI>

松阪市 障害者控除認定 検索



※ 認定書は電子申請してから概ね 1 週間で発送します。

※ 発送は対象者本人宛に、対象者本人の住所地（住民登録されている住所）へ発送します。

【手続きに必要なもの】

- ① 申請書（様式第 1 号）
- ② 申請者の身分を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 対象者本人の介護保険被保険者証（申請者が別住所の家族〔配偶者・親・子・本人の兄弟姉妹〕であって、即日交付の場合必要）
- ④ 委任状（申請者が本人や家族でない場合であって、即日交付の場合必要）

【交付について】

即日交付できる場合（以下のいずれかに該当する場合）

- ・ 申請者が本人又は同一住所の家族の場合
- ・ 申請者が家族であって、対象者本人の介護保険被保険者証をお持ちいただく場合
- ・ 申請者が委任状をお持ちいただく場合

※ 上記いずれにも該当しない場合、認定書の即日交付は行わず、本人宛に郵送とします。

※ 上記いずれかの場合であっても他自治体からの転入等、松阪市に要介護認定情報がないときは、転入前自治体への調査ののち、本人宛に郵送とします。

※ 即日交付であっても、申請から発行までに時間がかかる場合があります。

5-2 所得税・市県民税の控除など 図 知 欄

窓口：市県民税・・・市民税課市民税係（電話 53-4027 FAX 26-9114）

所得税等・・・松阪税務署（電話 52-3021）

※障がいに係るもののみ掲載

種類	内容		控除額等
所得税・市県民税	障害者控除	障害者（※1） 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が次の手帳を有する場合 身体障害者手帳（3級～6級） 療育手帳（B1・B2） 精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）	所得税 27 万円 市県民税 26 万円
		特別障害者（※2） 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が次の手帳を有する場合 身体障害者手帳（1級・2級） 療育手帳（A1・A2） 精神障害者保健福祉手帳（1級）	所得税 40 万円 市県民税 30 万円
		同居特別障害者 同一生計配偶者又は扶養親族が、本人、配偶者、本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況とする特別障害者の場合	所得税 75 万円 市県民税 53 万円
	小規模企業共済等掛金控除	地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合	支払った掛金の全額
	医療費控除	①居宅介護、重度訪問介護、短期入所（遷延性意識障がいに限る）、重度障害者等包括支援及び訪問入浴サービスの利用者負担額の一部のうち一定の要件を満たすもの。（事業所が発行する「障害福祉サービス利用者負担額証明書」（訪問入浴サービスの場合は「在宅介護費用証明書」）が必要です。） ②6か月以上寝たきりの人のおむつ代（おむつ使用証明書または市町村が主治医意見書の内容を確認した書類が必要です。） ③ストマ用装具に係る費用（ストマ用装具使用証明書が必要です。）	支払った医療費－保険金等で補填される金額－10 万円又は総所得金額等の 5% （最高限度額 200 万円）
市県民税 森林環境税	前年の合計所得金額が 135 万円以下の障がい者		非課税

相続税 (国税)	障害者控除	一般障害者	相続又は遺贈により財産を得た者が※1の手帳を有する場合	満85歳になるまでの年数1年につき 10万円
		特別障害者	相続又は遺贈により財産を得た者が※2の手帳を有する場合	同上 20万円
贈与税 (国税) 「障害者非課税信託申告書」の提出	手続	信託会社を通じて税務署に「障害者非課税信託申告書」を提出		
	非課税	精神に障害がある方	特定障害者扶養信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があり、受益者が次の手帳を有する場合 療育手帳（B1・B2） 精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）	信託受益権の価格のうち 3,000万円まで
		特別障害者	同上 受益者が※2の手帳を有する場合	同上 6,000万円まで
マル優	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者			350万円までの預貯金等の元本の利子が非課税

※ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者給与の支払を受けた方又は白色事業専従者は除く。）で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

5-3 自動車税等の減免 身 知 精

窓口：普通自動車・・・松阪県税事務所（電話 50-0509 FAX 50-0619）又は自動車税事務所
軽自動車・・・市民税課税政係（電話 53-4026 FAX 26-9114）

＊軽自動車税のうち環境性能割については、松阪県税事務所又は自動車税事務所が窓口です。
軽自動車を取得する前のみ申請が可能です。

障がいのある方が所有し、かつ使用する自動車で、一定の条件を満たす場合に、減免申請を行うことにより、障がい者1人につき1台に限り、自動車税又は軽自動車税が減免されます。

ただし、障がい者等の方が18歳未満又は知的障がい等により、所有者になれない場合には、所有者、使用者とも身体障害者手帳等に記載されている保護者の方の名義でも対象となります。

本人運転	身体障がい者等本人が自動車を運転する場合
家族運転	身体障がい者等と同居している人が身体障がい者等のために自動車を運転する場合
介護者運転	ひとりで生活している身体障がい者等又は身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体障がい者等を常時介護する人が身体障がい者等のために自動車を運転する場合

【対象者】

障がい名		本人運転	家族・介護者運転
視覚障がい		1級～4級	1級～4級
聴覚障がい		2級～3級	2級～3級
平衡機能障がい		3級	3級
上肢機能障がい		1級～2級	1級～2級
下肢機能障がい		1級～6級	1級～3級
体幹機能障がい		1級～5級	1級～3級
運動機能障がい	上肢機能	1級～2級	1級～2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
じん臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
呼吸器機能障がい		1級～3級	1級～3級
ぼうこう又は直腸機能障がい		1級～3級	1級～3級
小腸機能障がい		1級～3級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～3級	1級～3級
音声機能障がい、言語機能又はそしゃく機能障がい（喉頭摘出者に限る）		3級	3級
肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
知的障がい（療育手帳）		A1・A2（最重度・重度）	A1・A2（最重度・重度）
精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）		1級	1級

【手続きに必要なもの】

(1) 本人運転・家族運転・介護者運転に共通して必要な書類

＜普通自動車＞

- ① 減免申請書（これから自動車を取得する場合は2部）
- ② 身体障害者手帳等（原本が必要）
- ③ 運転する方の運転免許証（両面の写しで可）
- ④ 車検証（所有している自動車、自動車を替える場合の既減免車の移転・抹消後のもの）
※ 電子車検証（令和5年1月より交付される車検証）の場合は、電子車検証に加え、自動車検査証記録事項の提示が必要です。
- ⑤ 自動車税申告書又は申告書を記入できる資料（これから自動車を取得する場合）
- ⑥ 減免用途廃止申告書（自動車を替える場合）
※ 令和3年4月～新様式の減免申請書で用途廃止申告する場合は減免申請書と兼用

＜軽自動車＞

- ① 減免申請書
- ② 身体障害者手帳等（原本が必要）
- ③ 運転する方の運転免許証（両面の写しで可）
- ④ 車検証
※ 電子車検証（令和6年1月より交付される車検証）の場合は、電子車検証に加え、自動車検査証記録事項の提示が必要です。
- ⑤ マイナンバーカード

(2) 家族・介護者運転の場合に必要な追加書類

家族運転の場合	介護者運転の場合
① 使用目的の申出書（家族運転用） ※ 納税義務者が自署したもの ※ 使用目的 通院、通学、通所、生業（通勤、自営等）又はその他社会活動のために月4回以上、概ね6か月以上にわたって継続的に自動車を使用すること	① 使用目的の証明書（通院証明書等） ※ 使用目的 通院、通学、通所又は生業（通勤、自営等）のために週3日以上、1年以上にわたって継続的に自動車を使用すること
・ 普通自動車の申出書、証明書の様式は、県税事務所で配布しているほか、県のホームページからダウンロードできます。 → https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16321017867_00002.htm ・ 軽自動車の証明書の様式は、市民税課又は各地域振興局で配布しているほか、市のホームページからダウンロードできます。 → https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/keizi3.html	
三重県 自動車税 減免 検 索 松阪市 軽自動車税 減免 検 索	
② 障がい者と運転者が同居していることを証する書類 ③ 保護者であることが確認できる書類（保護者名義とする場合） ※ ②は、身体障害者手帳等及び運転免許証で確認できる場合は不要 ※ ③は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要	② 世帯全員の住民票の写し（普通自動車の場合） ③ 自動車運行計画書 ④ 保護者であることが確認できる書類（保護者名義とする場合） ※ ①の証明書で対象の可否が判断できない場合はその他の書類が必要 ※ ②で他の世帯員がいる場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写し ※ ④は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要

5-4 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額

窓口：資産税課家屋係（電話 53-4033 FAX 26-9114）

住宅用の家屋を障がいのある方等のためにバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の減額制度があります。

【対象となる住宅】

新築の日から 10 年以上を経過した住宅（改修後の住宅の床面積が 50m² 以上 280m² 以下）であって、次のいずれかに該当する方が居住している住宅

- ① 65 歳以上の方
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けた方
- ③ 障がいのある方

※ 適用を受けることができるのは、一戸につき 1 回のみ

※ 賃貸住宅は対象外

【対象となる工事】

工事費用から補助金等を控除した額が 50 万円を超えるもので次に該当する工事

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配緩和
- ③ 浴室の改修
- ④ トイレの改修
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床の滑り止め化

【減額の内容】

固定資産税の 1/3 を減額（都市計画税は対象外）

※ 軽減対象床面積は、100m² まで

※ 改修工事が完了した年の翌年度分のみ適用

【手続きについて】

- ・ 減額制度の適用を受けるためには、改修が完了した日から 3 か月以内に申告が必要です。
- ・ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。

5-5 NHK 放送受信料の免除 図 図 図

窓口：NHK 津放送局（電話 059-229-3002）

障がい福祉課（電話 53-4082 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

【対象者及び免除内容】

対象者		免除内容
視覚・聴覚障がいの身体障害者手帳 1～6 級 身体障害者手帳 1～2 級	障がい者の方が世帯主の場合	半額 ※
療育手帳 A1、A2		
精神障害者保健福祉手帳 1 級		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を世帯構成員に有する場合	世帯員全員が市民税非課税の場合	全額

※ 半額免除の場合、契約者の方が手帳所持者である必要があります。

※ 転入等により松阪市で課税状況が確認できない場合は、前の住所地での所得課税証明書が必要です。

【手続きに必要なもの】

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）、契約者のみとめ印

5-6 携帯電話の基本使用料等の割引 図 図 図

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料、通話料、各種サービスの料金の割引があります。

割引の有無、割引率、割引種別などは事業者ごとに異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

5-7 電話の無料番号案内 図 図 図

窓口：NTT ふれあい案内（電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134）

事前登録をすると NTT の番号案内サービスが無料で受けられます。

【対象者（次のいずれかに該当）】

- ① 視覚障がい 1～6 級又は上肢・体幹・脳原性運動機能障がい 1～2 級、聴覚障がい 2～6 級、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい 3～4 級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 戦傷病者手帳の視覚障がいで特別項症～第 6 項症又は上肢障がいで特別項症～第 2 項症、聴覚障がい者第 2 項症・第 4 項症、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症

【受付時間】

午前 9 時～午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）